

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
危険老朽空き家除却費補助金	市の実態調査により倒壊する危険度・緊急度が高いと判断された空き家に対し、解体撤去業者による解体および撤去費用の一部を助成 ※市税等の滞納、抵当権設定の無い方で、建て替えや土地の譲渡を目的としていないこと。また、世帯の生計維持者の前年所得金額が 460 万円を超えない方	補助率：1/2 ①適正管理度レベル 3 の場合 上限 50 万円。なお、市県民税所得割が課税されていない世帯は上限 70 万円 ②適正管理度レベル 3 に近似したレベル 2 の場合 上限 30 万円	個人

☎ 生活環境課 環境推進班（空き家相談窓口） ☎ 30-0219

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
交通弱者対策補助金	70 歳以上、または運転免許証を返納した方に対し、路線バス回数券および高齢者向け定期券購入費用の一部を助成	回数券および高齢者向け定期券購入額の 1/5	個人
地域乗合交通運行費補助金	公共交通が不便な地域において、地域が主体となって自ら必要な交通手段を確保する「地域乗合交通」に対し、運行経費の一部を助成	補助額：運行経費から運賃収入額を差し引いた額 上限額：運賃収入額または①か②のどちらか低い額 ①単独自治会の住民のみを対象とする路線：30 万円 ②複数の自治会区域を運行し、経由する自治会住民が利用可能な路線：50 万円	自治会等

☎ 生活環境課 環境推進班 ☎ 30-0224

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
自治会館建設事業費補助金	自治会が実施する自治会館の新築、改築、増築および改修にかかる費用の一部を助成 ＜新築・改築＞ ①新築、改築後 25 年を経過しているもの ②増築、改修後 10 年を経過しているもの ＜増築＞ 新築、改築、増築、改修後 10 年を経過しているもの ＜改修＞ 新築、改築、増築、改修後の経過年数により助成内容が異なる ※ 30 万円以上の工事が対象	＜新築・改築・増築＞ 自治会世帯数等により算定基準と限度額あり（補助率 3/10 以下） ＜改修＞①対象事業費の 1/2 以内（上限 100 万円） 前回補助金利用後 10 年を経過していること ②対象事業費の 1/2 以内（上限 50 万円） 前回補助金利用後 5 年を経過していること（前回利用補助金額が 50 万円以上の場合は、利用後 10 年を経過していること） ※①か②のどちらかを選択。実施予定年度の前年 9 月までに申請が必要	自治会
自治会元気づくり応援補助金	自治会が地域で行う元気づくり事業（福祉、環境整備、文化、交流）の費用の一部を助成 ※過去に補助金の交付を受けた自治会は、交付を受けた年度を含めて 3 年経過していること	＜ 31 世帯以上の自治会＞ 補助率：1/2 以内（上限 10 万円） ＜ 30 世帯以下の自治会＞ 補助率：3/4 以内（上限 15 万円）	自治会
集落活動応援事業費補助金	おおむね 50 世帯以下の小規模な自治会に対し、集落支援員と連携し、自治会が抱える課題解決や自治会の活性化に向けた活動の計画策定事業費と活動事業費を助成	＜計画策定＞ 補助率：10/10（上限 10 万円） ※最大 2 年間利用可能（1 年毎に 10 万円を上限） ＜活動事業＞ 補助率：10/10（上限 50 万円） ※最長 3 年間事業継続可能（ただし 2 年以上継続の場合でも補助金額は上限 50 万円。2 つ以上の自治会等が連携して活動する場合は上限 100 万円）	自治会
コミュニティ推進事業費補助金	＜一般コミュニティ助成事業＞ コミュニティ活動に必要な備品等の購入費用を助成 ＜コミュニティセンター助成事業＞ 自治会館等の建築または大規模改修に要する費用を助成	＜一般コミュニティ助成事業＞ 補助率：10/10（100 万円～ 250 万円） ＜コミュニティセンター助成事業＞ 補助率：3/5 以内（上限 1,500 万円） ※ 10 万円未満は切り捨て ※実施予定年度の前年の 9 月までに申請が必要。補助対象団体は（一財）自治総合センターが決定	自治会等

☎ 生活環境課 コミュニティ推進班 ☎ 30-0202



鹿角市の補助金・補助制度

市民の皆さんに活用していただくことのできる補助金・補助制度等について紹介します。
詳しい内容や申請方法などについては、担当までお問い合わせください。
今年度からの新規事業については名称欄に「**新**」と表記しています。※令和 4 年 4 月 1 日時点での制度内容です。

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
鹿角市自主防災組織育成事業補助金	①自主防災計画策定事業 自主防災組織を新たに結成する自治会等に対し、自主防災計画策定費用を助成	補助率：10/10（上限 2 万円） ※ 1 団体につき 1 回	自治会等
	②自主防災活動事業 自主防災計画に基づく防災訓練などの事業費用を助成	補助率：10/10（上限 3 万円） ※ 1 団体につき 1 回	自主防災組織
	③自主防災用資機材等整備事業 災害の被害防止活動および軽減活動に直接資する資機材等の整備費用を助成	補助率：10/10（上限 75 万円） ※ 1 団体につき 1 回 ※ 複数の自治会等の構成による自主防災組織の場合は、上限 100 万円	前年度以前に結成された自主防災組織
	④自主防災組織育成事業 災害の被害防災活動および軽減活動に直接資する資機材等の拡充費用を助成	補助率：10/10（上限 25 万円） ※ 1 団体につき 1 回	結成後 10 年を経過した自主防災組織

☎ 総務課 危機管理室 ☎ 30-0299

名称（事業名）	助成内容・対象条件など	助成率・助成額など	対象者
特定健康診査・人間ドック受診料助成	国保被保険者の 40 歳～ 74 歳の方に対し、市で契約した医療機関での特定健康診査または人間ドック受診料を助成	・特定健康診査：全額助成 ・人間ドック基本型：自己負担 1 万 4 千円を差し引いた額	個人
特定保健指導事業	国保被保険者の特定健康診査・人間ドックを受診した方に対し、動機付け支援・積極的支援にかかる費用を助成	全額助成	個人
出産育児一時金給付	国保被保険者の出産時に一時金を給付	42 万円（産科医療保障制度に加入していない医療機関などで出産した場合は 40 万 8 千円）	個人
葬祭費給付	国保被保険者の死亡時に葬祭費を給付	5 万円	個人
高額療養費給付	国保被保険者の 1 カ月に支払った医療費が基準を超えた場合に、超えた額を給付 ※世帯の所得や住民税の課税状況によって基準が異なる	限度額を超えた額	個人（世帯）
療養費給付	国保被保険者が受けた次の医療費などを給付 旅先などで保険証を持たずに診療を受けた／手術の輸血に用いた生血代（医師が必要と認めた場合） ／医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代 ／医師が必要と認めたはり・きゅう・マッサージなどの施術／海外渡航中に診療を受けた など	一度全額負担した医療費などのうち、保険給付相当額	個人
福祉医療費給付事業	乳幼児・小中学生・高校生世代・ひとり親家庭の児童・高齢身体障がい者・重度心身障がい者の医療費の一部負担金を助成	全額助成 ※ 1 歳～高校生世代で、父母のどちらかが住民税課税の場合は 1,000 円の自己負担あり	個人
はり、きゅう、マッサージ施術扶助事業	65 歳以上の方に対し、指定施術所の施術助成券を交付	1 回 1,000 円の助成券を 4 枚	個人
後期高齢者健康診査の受診料助成	後期高齢者医療制度被保険者（施設入居者および要介護度 3 以上の方を除く）に対し、市で契約した医療機関での健康診査の受診料を助成	全額助成	個人
後期高齢者歯科口腔健診料助成	後期高齢者医療制度被保険者に対し、市で契約した医療機関での歯科健診の受診料を助成	全額助成	個人

☎ 市民課 国保医療班 ☎ 30-0222